

# 栃木県公報

平成28年 10月11日(火) 第2825号

告示

# 告示

# 栃木県告示第512号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年10月11日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町小砂字東立野409、3834-1、3834-2、3835、3838-1、3838-3、3839-1、3839-2、3840、3843、3844-1 から 3844-3 まで、3845-1、3845-3、3845-4、3855-1、3855-2、3856-1、3857-1、3857-4、3862-1、3862-2、3863-1、3863-2、3864-1、3864-3、3864-4、3864-6、3866、3867-1、3867-3、3872-1、3872-2、3878-12、3879-1、3879-2、3879-5 から3879-8 まで、3879-15、3879-16、3879-25、3879-27、3879-29、3879-31、3880-1、3880-2、3880-5、3880-7、3880-9、字南立野3882-1から3882-3まで、3883-1、3883-3

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

П

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 塩谷郡塩谷町大字船生字坊ケ入山7504-2、7504-4、7506-2
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

# 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

## 栃木県告示第513号

次の土地改良区連合から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成28年10月11日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区連合名	事 業 名	縦 覧 期 間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
那 須 野 ヶ 原土地改良区連合	那須野ヶ原地区土 地 改 良(維 持 管 理)事業		平成28年11月24日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

# 栃木県告示第514号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年10月11日から同年11月9日まで一般の縦 覧に供する。

平成28年10月11日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 鹿沼足尾線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
15	鹿沼市上粕尾字佐越前350から 鹿沼市上粕尾字佐越脇565-3まで				340.0	
15			9.5 ~ 33.1	340.0		

II

道路の種類 県道

# 路 線 名 一般県道 下岡本上三川線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
71	前	2779-1から	大字上郷字四反田字上郷字塚田東901-	9.3~13.0	454.5	
71	後	河内郡上三川町大字上郷字四反田 2779-1から 河内郡上三川町大字上郷字塚田東901- 2まで		16.1 ~ 17.5	454.5	

 $\prod$ 

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 東小屋黒羽線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
100	前	大田原市蜂巣字蜂巣 大田原市蜂巣字蜂巣		$10.5 \sim 16.0$ 612.2			
182	後	大田原市蜂巣字蜂巣原1645番地から 大田原市蜂巣字蜂巣原1549番地まで		10.5~16.0	612.2		

# 栃木県告示第515号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年10月11日から同年11月9日まで一般の縦 覧に供する。

平成28年10月11日

栃木県知事 福 田 富

整理番号	路	線	名	供	用	開	始	0)	X	間	供用開始の期日
22	1			大田原市多大田原市多							平成28年10月11日
54				小山市大学							平成28年10月11日

(道路保全課)

### 公 告

# ○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届 出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及 び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成29年2月13日までに知事に意見書を提出す ることができる。

平成28年10月11日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コジマ×ビックカメラさくら店 さくら市櫻野1608番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の名称	(仮称)コジマNEWさく ら店	コジマ×ビックカメラさく ら店	平成27年11月28日
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名		株式会社コジマ 代表取締役 木村 一義	平成25年9月1日

4 届出年月日

平成28年9月30日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

# ○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、さくら市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年10月11日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (空中写真撮影)

- 2 作業地域
  - さくら市全域
- 3 作業期間

平成28年10月31日から平成29年3月24日まで

(監理課)